

(別添)

社会福祉法人鳥取県厚生事業団の施設で使用する電気の供給仕様書

- 1 供給場所
鳥取市鹿野町今市1078 鳥取県立鹿野かちみ園ほか (各施設の内訳は別紙のとおりとする。)
- 2 供給期間
平成31(2019)年1月1日から平成33(2021)年12月31日まで
- 3 仕様
 - (1) 電気方式等
 - ア 電気方式 交流3相3線式
 - イ 電圧 6,600ボルト
 - ウ 周波数 60ヘルツ
 - (2) 契約電力等
 - ア 予定契約電力 1,262キロワット (各施設の内訳は別表のとおりとする。)
 - イ 予定使用電力量(2に示す供給期間総計) 3,416,965キロワット時
(各施設の内訳は別表のとおりとする。)
 - ウ 予定力率 100パーセント
(各施設の内訳は別表のとおりとする。)
 - (3) 季節の区分
 - ア 夏季 7月1日から9月30日までの間
 - イ その他季 ア以外の期間
 - (4) 時間帯の区分
 - ア ピーク時間
夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間
 - イ 昼間時間
毎日8時から22時までの時間
ただし、ピーク時間及び休日等を除く。
 - ウ 夜間時間
ピーク時間及び昼間時間以外の時間
 - (5) 需給地点
各供給場所における建物敷地内の構内引込柱に施設した開閉器の電源側端子
 - (6) 保安責任分界点
需給地点に同じ
 - (7) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ
- 4 供給条件
 - (1) 電気の安定供給
3の(1)及び(2)に示す電気を供給開始日から安定的及び継続的に供給すること。
 - (2) 障害発生時の対応
障害等が発生した場合には迅速に対応できる態勢を構築すること。
 - (3) 託送供給約款等の遵守

特定規模電気事業者は、一般電気事業者の託送供給約款に基づいた契約を行うこと。

なお、それに基づき需要設備に機器等の付加が必要であるときは、供給事業者の負担で行うこと。

(3) その他

その他、定めのない供給条件等については、受注者が定める契約要綱等によるものとする。

5 契約後の提出書類

特定規模電気事業者は、一般電気事業者と託送供給約款に基づく契約を行ったことを示す書類の写しを、契約後速やかに発注者に提出する。

6 契約電力の変更

契約電力を変更する必要があるときは、協議の上、変更することができる。

ただし、予定長期契約電力に伴う割引制度を適用させる場合、契約電力は予定長期契約電力を下回ることはできない。

なお、直近過去1年間の最大電力値の変更に伴い契約電力を変更する場合においては、協議することなく自動的に変更することができる。

7 使用電力量の増減

実際の使用電力量は、3の(2)イの予定使用電力量を上回り又は下回ることができる。

8 料金単価の変更

(1) 基本料金単価及び電力量料金単価は、原則変更しないが、市場価格の変動や全国一律の単価変更等により、契約金額が適正価格から著しく逸脱した場合は、双方協議の上、決定することができる。

(2) 一般電気事業供給約款料金算定規則（平成11年通商産業省令第105号）に定める燃料費調整制度に準じた燃料費調整を行う場合は、受注者からの文書による通知をもって単価を定めることができる。ただし、発注者は当該通知を受け取った日から10日以内に異議を申し立てた場合は、この限りでない。

(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）に基づく再生可能エネルギー発電促進賦課金を設定する場合は、経済産業大臣が定めた経済産業省告示に基づき定める単価とし、受注者からの文書による通知をもって単価を定めることができる。ただし、発注者は当該通知を受け取った日から10日以内に異議を申し立てた場合は、この限りでない。単価を変更する場合も同様とする。

9 供給期間中における電気料金の算出方法（1月あたり）

支払金額＝基本料金＋電力量料金－受注者固有の割引額

（支払金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）

①基本料金＝契約電力×基本料金単価×力率割引（又は力率割増）

②電力量料金＝当該月の使用電力量×当該月の電力量料金単価

※ただし、燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の設定がある場合は、燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電独自賦課金単価を加算

③受注者固有の割引額＝受注者の定める計算方式

（上記の各単価には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。）

10 契約電力を超過した際の超過金

供給期間中の各月において、当該月の最大需要電力がその月の契約電力を超過した場合、最大需要電力からその月の契約電力を差し引いた需要電力（以下「超過電力」という。）に対して、超過金を徴することができる。ただし、超過金は、9の①に基づき計算した超過電力分の基本料金の1.5倍以下とする。

11 料金の支払

受注者は毎月の検針値に基づき、9の算出方法により算定した支払金額を発注者に請求することができる。支払方法については、自動口座引落とする。

なお、自動口座引落をするに当たり、供給施設毎の電気使用量及び支払額がわかる内訳を提出する。

12 その他

契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとする。

また、使用電力量及び力率の単位は、1キロワット時及び1パーセントとする。

<参考資料>

以下の項目について、平成29年5月から平成30年4月までの実績を別表に示す。

- ・各施設の各月の最大使用電力（別表 最大電力欄）
- ・各施設の各月の使用電力量（別表 使用電力量欄）
- ・各施設の各月の平均力率（別表 力率欄）

※いずれも将来の需給を示すものではない。